

パートナーシップ宣誓証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

【令和 6 年 8 月 5 日時点】

制度・サービス名など	問い合わせ先
市営住宅の入居申し込み手続き	住宅政策課 047-366-7366
松戸市災害弔慰金の申請	市民安全課 047-366-7341
自動車燃料助成券の申請	障害福祉課 047-366-7348
住民票の続柄を「縁故者」に変更可	市民課 047-366-7340
松戸市犯罪被害者等支援関係の申請	市民安全課 047-366-7285
子ども医療費助成制度の各種申請・届出	子ども未来応援課児童給付担当室 047-366-3127
在宅人工呼吸器使用者への非常用電源補助の申請	健康医療政策課 047-704-0055
松戸市若年がん患者在宅療養支援事業補助金の申請	健康推進課 047-366-7485

※制度・サービスごとに所定の要件があります。

〈参考〉パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービスの例

【令和 6 年 8 月 5 日時点】

制度・サービス名など	問い合わせ先
総合医療センターでの病状説明や手術同意等	総合医療センター医事課 047-712-0528
妊娠届出の申請	子ども家庭センター母子保健担当室 047-366-5180
救急搬送証明書の交付申請	消防局救急課 047-363-1145
火災証明書の交付申請	消防局予防課 047-363-1114
生活保護の申請	生活支援課 047-366-7349

※制度・サービスごとに所定の要件があります。

※上記以外にも、従前から婚姻・家族関係に準ずるものとして受けられていたサービスについては、宣誓の有無にかかわらず、引き続き利用可能です。